【談話】

2019年8月5日

2019年度京都府最低賃金の改正決定（答申）について

京都地方労働組合総評議会

事務局長　池田　和弘

本日、京都地方最低賃金審議会は、京都府最低賃金について、時間額を27円引き上げ、909円とする（効力発生10月1日を予定）ことを答申した。

京都総評が発表した最低生計費試算調査では、京都で普通に暮らすためには1,600円以上が必要であり、時間額1,000円にも満たない今回の答申額は大いに不満である。この点、労働側が「早期に1,000円以上をめざす」ことを本年度の審議にあたっての基本としたことは当然のことである。

しかし、今回の答申は中央目安審議による地域間格差を是認し、極めて低い額の目安額通りの改善幅であり、安倍政権による3％程度の改善という改善抑制の枠内となったことは、極めて不十分であり、とうてい容認できるものではない。引き続き、最低賃金を今すぐ時間額1,000円にし、1,500円以上の実現と、地域間格差をなくし、全国一律の制度とすることを求めていくものである。

一方、全会一致となった中小企業・小規模事業者に対する支援策に対する付帯決議については、この間の政府に対する切実な制度改善要求に対し、政府がそれに答えて改善を図るどころか、制度改悪と予算縮小を行っていることへの不満が表明された。その上で、改めて「直接的に賃金引き上げが可能となる環境整備を図るため、真に『直接的かつ総合的な抜本的支援策』を着実に講じること」を強く求めたことは、この間の地賃答申の重要な到達である。

これまで、最低賃金引き上げの好循環をつくるための制度要求を強めてきた京都総評としても、その実行を京都の総意として、政府に強く迫っていくものである。

以　上